

定 款

一般社団法人 九州地質調査業協会

一般社団法人 九州地質調査業協会 定款

令和4年4月1日制定

令和7年5月19日改正

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人九州地質調査業協会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を福岡市博多区博多駅東二丁目4番30号に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、複雑な九州の地盤特性のもとで事業を営む地質調査業者の使命及び職務に鑑み、地質調査技術の進歩改善を図り、もって公共の福祉に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 地質調査の技術に関する調査研究及び啓発事業
- (2) 地質調査業の経営の改善に関する調査研究及び指導
- (3) 地質調査及び地質調査業に関する法制及び施策の調査研究
- (4) 地質調査及び地質調査業に関する情報、資料の収集、交換及び提供
- (5) 地質調査及び地質調査業の社会的使命、社会貢献及び地域貢献に関する啓発指導
- (6) 地質調査業に従事する技術者の育成と資質の向上を図る事業
- (7) 関係機関及び団体との連絡及び連携事業
- (8) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(会員の種別)

第5条 この法人の会員は、次の2種とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同し、九州各県の地質調査業協会に入会した会社又は地質調査業に関わる会社
 - (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、事業を賛助するために入会した会社
- 2 前項第1号の正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）の社員とする。

（入 会）

第6条 この法人の正会員及び賛助会員になろうとする者は、理事会が別に定める入会申込書により理事長に申込をし、理事会の承認を得なければならない。

（会 費）

第7条 正会員及び賛助会員は、社員総会で別に定めるところにより、会費を納入しなければならない。

（会員の資格喪失）

第8条 会員は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 1年間以上会費を滞納したとき。
- (3) 除名されたとき。
- (4) 総正会員の同意があったとき。

（退 会）

第9条 会員は、理事会が別に定める退会届を提出して、任意に退会することができる。

（除 名）

第10条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、社員総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の決議により、これを除名することができる。この場合においては、その会員に対し、決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この法人の定款、その他の規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉をき損し、又はこの法人の目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他正当な事由があるとき。

2 前項の規定により会員を除名したときは、理事長はその会員に対し、除名した旨の通知をしなければならない。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

- 第 11 条 会員が第 8 条の規定によりその資格を喪失したときは、この法人に対する権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。
- 2 この法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

第 4 章 社員総会

(社員総会の構成等)

- 第 12 条 この法人の社員総会は、すべての正会員をもって構成する。
- 2 社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会の 2 種とする。

(社員総会の権限)

- 第 13 条 社員総会は、法人法に規定する事項及びこの定款に定める事項に限り決議することができる。
- (1) 役員の選任及び解任
 - (2) 役員の報酬の総額及びその支給の基準
 - (3) 定款の変更
 - (4) 各事業年度の事業報告及び決算の承認
 - (5) 会費及び賛助会費の金額
 - (6) 会員の除名
 - (7) 解散及び残余財産の処分
 - (8) 前各号に定めるもののほか、法人法に規定する事項及びこの定款に定める事項
- 2 前項にかかわらず、個々の社員総会においては、第 15 条第 3 項の書面に記載した社員総会の目的である事項以外の事項は、決議することができない。

(社員総会の開催)

- 第 14 条 定時社員総会は、毎事業年度終了後 3 箇月以内に開催する。
- 2 臨時社員総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。
- (1) 理事会において開催の決議がなされたとき。
 - (2) 議決権の 5 分の 1 以上を有する正会員から、会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面により、招集の請求が理事にあったとき。
 - (3) 前号の規定により請求をした正会員が、裁判所の許可を得て、社員総会を招集するとき。

(社員総会の招集)

第 15 条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 理事長は、前条第 2 項第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に臨時社員総会を招集しなければならない。

3 理事長は、社員総会を招集するには、正会員に対し、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、社員総会の日の 1 週間前までに、書面をもって通知しなければならない。ただし、社員総会に出席しない正会員が書面又は電磁的方法によって議決権を行使することを理事会で決議したときは、社員総会の日の 2 週間前までに書面をもって通知しなければならない。

(社員総会の議長)

第 16 条 社員総会の議長は、理事長がこれに当たる。

(社員総会の定足数)

第 17 条 社員総会は、総正会員の過半数の出席がなければ開催することができない。

(社員総会の決議)

第 18 条 社員総会の決議は、法人法第 49 条第 2 項に規定する事項及びこの定款に特に規定するものを除き、総正会員の議決権の過半数が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって決する。

(社員総会における書面決議等)

第 19 条 社員総会に出席できない正会員は、予め通知された事項について書面をもって決議し、又は他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。

2 前項の場合における第 17 条及び前条の規定の適用については、その正会員は出席したものとみなす。

3 理事又は正会員が、社員総会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(社員総会への報告の省略)

第 20 条 理事が正会員の全員に対し、社員総会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を社員総会に報告することを要しないことについて、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の社員総会への報告があったものとみなす。

(社員総会の議事録)

第 21 条 社員総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成する。

- (1) 社員総会の日時及び場所
- (2) 正会員の現在数
- (3) 出席した正会員の数（書面表決者及び表決委任者の場合にあっては、その旨を付記すること。）
- (4) 決議事項
- (5) 議事の経過の概要及びその結果
- (6) 議事録署名人の選任に関する事項
- (7) その他法令で定めた事項

2 議事録には、議長のほか、出席した正会員のうちからその社員総会において選任された議事録署名人 2 人以上が署名若しくは記名押印又は電子署名をしなければならない。

第 5 章 役員等

(役員の種類及び選任)

第 22 条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3 名以上 16 名以内
 - (2) 監事 2 名以内
- 2 理事のうち、1 名を理事長とし、2 名以内の副理事長を置く。
- 3 前項の理事長を法人法上の代表理事とし、副理事長を同法第 9 1 条第 1 項第 2 号に規定する業務執行理事とする。
- 4 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。
- 5 理事長及び副理事長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(役員の職務及び権限)

第 23 条 理事は、理事会を構成し、この定款の定めるところにより、この法人の業務の執行の決定に参画する。

- 2 理事長は、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、この法人の業務を執行する。
- 4 理事長、副理事長は、毎事業年度に 4 箇月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の職務執行の状況を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成すること。
- (2) この法人の業務及び財産の状況を監査すること、並びに各事業年度に係る計算書類及び事業報告等を監査すること。
- (3) 社員総会及び理事会に出席し、必要あると認めるときは意見を述べること。
- (4) 理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを社員総会及び理事会に報告すること。
- (5) 前号の報告をするため必要があるときは、理事長に理事会の招集を請求すること。ただし、その請求があった日から 5 日以内に、その請求があった日から 2 週間以内の日を理事会の日とする招集通知が発せられない場合は、直接理事会を招集すること。
- (6) 理事が社員総会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を社員総会に報告すること。
- (7) 理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はその行為をするおそれがある場合において、その行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、その理事に対し、その行為をやめることを請求すること。
- (8) その他監事に認められた法令上の権限を行使すること。

(役員任期)

第 24 条 役員任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結時までとする。

- 2 役員は、再任をされることができる。
- 3 役員のうち、理事は 3 名、監事は 1 名の定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。
- 4 補欠として選任された理事及び監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

(役員解任)

第 25 条 役員は、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上の議決に基づいて行わなければならない。

(役員の報酬等)

第 26 条 理事及び監事に対し、社員総会において定める総額の範囲内で、社員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。

(取引の制限)

第 27 条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにするこの法人の事業の部類に属する取引
- (2) 自己又は第三者のためにするこの法人との取引
- (3) この法人がその理事の債務を保証すること、その他理事以外の者との間におけるこの法人とその理事との利益が相反する取引

2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。

(相談役及び顧問)

第 28 条 この法人に相談役及び顧問をそれぞれ若干名置くことができる。

- 2 相談役及び顧問は、理事会の決議を経て、理事会が委嘱する。
- 3 相談役は、この法人の運営の基本方針に関し、理事長の諮問にこたえ、又は理事長に意見を述べることができる。
- 4 顧問は、この法人の重要事項に関し、理事長の諮問にこたえる。
- 5 相談役及び顧問の任期は、第 24 条第 1 項及び第 2 項の規定に準ずる。
- 6 相談役及び顧問は無報酬とする。

第 6 章 理事会等

(理事会の構成)

第 29 条 この法人に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(理事会の権限)

第 30 条 理事会は、法令及びこの定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 社員総会の日時及び場所並びに目的である事項の決定
- (2) 規則の制定、変更及び廃止

- (3) この法人の業務執行の決定
- (4) 理事の職務執行の監督
- (5) 理事長及び副理事長の選定及び解職

2 理事会は次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を、理事に委任することができない。

- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
- (2) 多額の借財
- (3) 重要な使用人の選任及び解任
- (4) その他重要な組織の設置、変更及び廃止
- (5) 内部管理体制の整備

(理事会の種類及び開催)

第 31 条 理事会は、通常理事会、臨時理事会及び九州各県の代表者たる理事で構成する会議（以下「代表者会議」という。）の 3 種とする。

2 通常理事会は、毎年 2 回以上開催する。

3 臨時理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって理事長に招集の請求があったとき。
- (3) 前号の請求があった日から 5 日以内に、その請求があった日から 2 週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。
- (4) 第 23 条第 5 項第 5 号の規定により、監事から理事長に招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき。

4 代表者会議は、理事長が必要と認めたときに開催する。

(理事会の招集)

第 32 条 理事会は、理事長が招集する。ただし、前条第 3 項第 3 号により理事が招集する場合及び前条第 3 項第 4 号後段により監事が招集する場合を除く。

2 前条第 3 項第 3 号による場合は、理事が、前条第 3 項第 4 号後段による場合は、監事が理事会を招集する。

3 理事長は、前条第 3 項第 2 号又は第 4 号前段に該当する場合は、その請求があった日から 5 日以内に、その請求があった日から 2 週間以内の日を理事会の日とする臨時理事会を招集しなければならない。

- 4 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の1週間前までに、各理事及び各監事に対して通知しなければならない。
- 5 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく理事会を開催することができる。

(理事会の議長)

第 33 条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(理事会の定足数)

第 34 条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

(理事会の決議)

第 35 条 理事会の決議は、この定款に別に定めがあるもののほか、決議に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(理事会の決議の省略)

第 36 条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、決議に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(理事会への報告の省略)

第 37 条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、法人法第 91 条第 2 項の規定による報告を除き、その事項を理事会に報告することを要しない。

(理事会の議事録)

第 38 条 理事会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、出席した理事長及び監事は、これに記名押印をしなければならない。ただし、理事長が出席しない場合には、出席した理事及び監事が記名押印する。

第7章 資産及び会計

(財産の管理、処分及び運用)

第39条 この法人の財産については、その適正な維持管理に努め、管理、処分及び運用は、理事長が行うものとし、その方法は、理事会の決議により別に定めるものとする。

(事業計画及び収支予算)

第40条 この法人の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに理事長が作成し、理事会の決議を経て、直近の社員総会に報告するものとする。これを変更する場合も、同様とする。

(事業報告及び決算)

第41条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が事業報告書及び計算書類並びにこれらの附属明細書及び財産目録を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経た上で、定時社員総会において承認を得るものとする。
2 この法人は、前項の定時社員総会の終結後直ちに、法令の定めるところにより、貸借対照表を公告するものとする。

(事業年度)

第42条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(剰余金の分配の制限)

第43条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

第8章 定款の変更、合併及び解散等

(定款の変更)

第44条 この定款は、社員総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の決議により変更することができる。

(解 散)

第45条 この法人は、法人法第148条第1号及び第2号並びに第4号から第7号までに規定する事由によるほか、社員総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の4分の3以上の決議により解散することができる。

(残余財産の処分)

第 46 条 この法人が解散等により清算するときに有する残余財産は、社員総会の決議により、この法人と類似の事業を目的とする他の公益法人、国若しくは地方公共団体又は公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人に贈与するものとする。

第 9 章 委員会

(委員会)

第 47 条 この法人は、事業の円滑な運営を図るため必要があると認められたときは、理事会の決議により、委員会を設置することができる。

2 委員会の委員は、理事会の決議により、理事長が委嘱する。

3 委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により、理事長が別に定める。

第 10 章 事務局

(設置等)

第 48 条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、所要の職員を置く。

3 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議により、別に定める。

第 11 章 公告の方法

(公 告)

第 49 条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第12章 補 則

(委 任)

第 50 条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により、理事長が別に定める。

附 則

(設立時社員の氏名及び住所)

1 社員の氏名及び住所は次のとおりである。

福岡市博多区光丘町二丁目3番21号

株式会社九州地質コンサルタント

福岡市南区清水四丁目22番1号

株式会社ジオテック技術士事務所

東京都江東区亀戸一丁目5番7号

基礎地盤コンサルタンツ株式会社

東京都港区三田二丁目11番15号

川崎地質株式会社

佐賀県唐津市北波多徳須恵1417番地1

日本建設技術株式会社

佐賀市若楠二丁目5番25号

新栄地研株式会社

長崎県佐世保市江迎町埋立2番地14

株式会社アサヒコンサル

長崎県佐世保市万徳町1番20号

株式会社アールデ

熊本市南区八幡八丁目3番9号

株式会社双葉工務店

熊本市東区八反田一丁目1番15号

株式会社熊本総合技術コンサルタント

大分市高江西一丁目4323番地の4

タナベ環境工学株式会社

大分県別府市船小路町3番43号

明大工業株式会社

鹿児島市東谷山三丁目24番11号

ユニオン技術株式会社

鹿児島市上荒田町３５番５号１０１号室
株式会社植村地質コンサルタンツ
福岡市中央区高砂二丁目６番１８号
西日本地研株式会社
東京都千代田区丸の内二丁目３番２号
日鉄鉱コンサルタント株式会社

(設立時の役員)

２ 当法人の設立時代表理事、設立時理事及び設立時監事の氏名及び住所は、次のとおりである。

福岡県大野城市白木原一丁目１２番１３－９１２号

設立時代表理事	花村 修
設立時理事	花村 修
設立時理事	香月 裕宣
設立時理事	白井 康夫
設立時理事	原田 克之
設立時理事	原 裕
設立時理事	真弓 貴宏
設立時理事	鳥羽 美幸
設立時理事	西山 勝一
設立時理事	岩隈 一幸
設立時理事	浜田 俊幸
設立時理事	梶谷 俊介
設立時理事	藤澤 正浩
設立時理事	梶原 景友
設立時理事	今奈良文太
設立時監事	井 真宏
設立時監事	牧野 隆吾

以上、一般社団法人九州地質調査業協会の設立に際し、社員株式会社九州地質コンサルタント、同株式会社ジオテック技術士事務所、同基礎地盤コンサルタンツ株式会社、同川崎地質株式会社、同日本建設技術株式会社、同新栄地研株式会社、同株式会社アサヒコンサル、同株式会社アールデ、同株式会社双葉工務店、同株式会社熊本総合技術コンサルタント、同タナベ環境工学株式会社、同明大工業株式会社、同ユニオン技術株式会社、同株式会社植村地質コンサルタンツ、同西日本地研株式会社及び同日鉄鉱コンサルタント株式

会社の定款作成代理人である司法書士久保山浩人は、電磁的記録である本定款を作成し、電子署名をする。

令和4年3月3日

社 員 福岡市博多区光丘町二丁目3番21号

株式会社九州地質コンサルタント

代表取締役 花村 修

福岡市南区清水四丁目22番1号

株式会社ジオテック技術士事務所

代表取締役 香月 裕宣

東京都江東区亀戸一丁目5番7号

基礎地盤コンサルタンツ株式会社

代表取締役 柳浦 良行

東京都港区三田二丁目11番15号

川崎地質株式会社

代表取締役 栃本 泰浩

佐賀県唐津市北波多徳須恵1417番地1

日本建設技術株式会社

代表取締役 原 裕

佐賀市若楠二丁目5番25号

新栄地研株式会社

代表取締役 真弓 貴宏

長崎県佐世保市江迎町埋立2番地14

株式会社アサヒコンサル

代表取締役 鳥羽 美幸

長崎県佐世保市万徳町1番20号

株式会社アールデ

代表取締役 西山勝一

熊本市南区八幡八丁目3番9号

株式会社双葉工務店

代表取締役 岩隈一幸

熊本市東区八反田一丁目1番15号
株式会社熊本総合技術コンサルタント
代表取締役 浜田 俊幸
大分市高江西一丁目4323番地の4
タナベ環境工学株式会社
代表取締役 藤澤 剛
大分県別府市船小路町3番43号
明大工業株式会社
代表取締役 藤澤 正浩
鹿児島市東谷山三丁目24番11号
ユニオン技術株式会社
代表取締役 梶原 景友
鹿児島市上荒田町35番5号101号室
株式会社植村地質コンサルタンツ
代表取締役 今奈良 文太
福岡市中央区高砂二丁目6番18号
西日本地研株式会社
代表取締役 井 真宏
東京都千代田区丸の内二丁目3番2号
日鉄鉱コンサルタント株式会社
代表取締役 大格伸一郎

上記社員の定款作成代理人
福岡市中央区舞鶴三丁目1番24号
司法書士 久保山浩人

3 この定款の変更は、令和7年5月19日から施行する。